

令和8年度 加須市立加須東中学校  
いじめ防止等のための基本的な方針

令和8年4月1日  
加須市立加須東中学校

# 加須市立加須東中学校 「いじめ防止等のための基本的な方針」

## 目 次

### はじめに

- 1 いじめの問題に関する基本的な事項・・・・・・・・・・ 1
- 2 いじめの未然防止のための取組・・・・・・・・・・ 3
- 3 いじめの早期発見のための取組・・・・・・・・・・ 4
- 4 いじめの早期解消のための取組・・・・・・・・・・ 6
- 5 重大事態への対応・・・・・・・・・・ 10

# 加須市立加須東中学校「いじめ防止等のための基本的な方針」

## はじめに

本校では、学校教育目標にある、意欲をもって学ぶ生徒、人間性豊かな生徒、心身ともに健康な生徒を育成するため、積極的な生徒理解について、組織的な取組を行っている。

本校生徒の実態は、明るく元気で、まじめな生徒が多いが、困難に立ち向かう強い意志をもつ生徒が多いとは言えない等、課題もある。また、地域は昔ながらの住民と新しい住民とが混在しているが、学校の教育活動に関して協力的である。

いじめ防止のため、アンケート調査や教育相談、いじめ撲滅運動など未然防止の取組を行っているが、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットへの書き込み等、いじめに直結する事案が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せている。こうした状況から、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

加須市立加須東中学校「いじめ防止等のための基本的な方針」は「加須市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、加須市（以下、「市」）・学校・家庭・地域住民その他の関係者が、連携し、一体となっていじめの問題の克服のために取り組むことを目的として、いじめの防止等のための対策に関する基本的な事項を定めるものである。

## 1 いじめの問題に関する基本的な事項

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該の生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめの態様

《 分類 》	《 抵触する可能性のある刑罰法規 》
ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる ……………	脅迫、名誉毀損、侮辱
イ 仲間はずれ、集団で無視をされる ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要	
ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ……………	暴行
エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする ……………	暴行、傷害
オ 金品をたかられる ……………	恐喝
カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ……………	窃盗、器物破損
キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする ……	強要、強制わいせつ
ク パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる ……………	名誉毀損、侮辱

### (3) いじめに対する基本認識

生徒のいじめを防止するためには、大人一人一人が次のような意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚することが必要である。

- いじめは絶対に許されない
- いじめは卑怯な行為である
- いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる
- いじめは大人の見えないところで行われることが多く、発見しにくい

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

### (4) いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。また、いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。

いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう以下の点を重視して行う。

- 学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること。
- いじめを放置することがないよう、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることを全ての生徒が理解できるようにすること。
- 生徒が、いじめの問題を主体的に解決していこうとする態度を育成すること。
- 生徒の生命及び心身の保護の重要性を認識しつつ、市、学校、家庭、地域住民その他関係者が連携し、いじめの問題の克服を目指すこと。

### (5) いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの問題を根本的に克服するためには、いじめを生まない土壌をつくる必要がある。また、教職員をはじめとする大人たちが、いじめに至るささいな兆候を見逃さず、早い段階から生徒に関われる体制を整えておくことが重要である。さらに、いじめが確認されたときには、いじめを受けた生徒の生命及び心身の保護を第一に考え、いじめの解消のために迅速に対応する必要がある。

本校では、これらの基本的な考え方及びいじめに対する基本認識に基づき、いじめの問題の克服のために、「未然防止」、「早期発見」、「早期解消」の3つの視点でいじめ防止のための対策を講じる。

## 2 いじめの未然防止のための取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

### (1) 生徒や学級の様子を知る

#### ①教職員の気づきが大切

「生徒指導リーフ増刊号『いじめのない学校づくり』」等の様々な資料を活用した校内研修を実施する。

#### ②実態把握の方法

学校評価に「規範意識」についての項目を設け、家庭・地域と連携した取組を展開するとともに、家庭・地域と一体となって生徒の変容を評価する体制をつくる。

### (2) 心の通い合う教職員の協力協働体制をつくる

#### ①生徒のまなざしと信頼

全ての生徒が、わかる、できる喜びを実感できる授業を行うために授業研究を推進する。

生徒のコミュニケーション能力を養うため、全ての教科等において「聴くこと」、「聞くこと」、「話すこと」を重視した授業を展開する。

#### ②心の通い合う教職員の協力協働体制

いじめを許さない学級の雰囲気をつくるために、「いじめをなくす3か条」をすべての教室に掲示し、定期的に朝の会等で話題にする。

#### ③自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

学校行事等を実施する際に、生徒に自分の目標を設定させるとともに、その達成感を評価・賞賛する。

### (3) 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

#### ①人権教育の充実

6月を人権強化月間とし、人権啓発に係わる取組を推進する。また、全校人権学習を実施する。

#### ②道徳教育の充実

いじめに関する内容を年間指導計画に位置づけ、学年の発達段階に応じた効果的な授業を実践する。

### ③情報モラル教育の推進

インターネットをとおして発信された情報の高度の流通性や発信者の匿名性を生徒に理解させ、適切な対応ができる実践力を養うため、非行防止教室を実施して、情報セキュリティを学ぶ機会を設ける。

## (4) 保護者や地域に働きかける

### ①授業参観、学校公開

地域の教育力を活用した体験活動を計画的に実施するとともに、その成果が日常生活に発展するように工夫する。

### ②学校通信、学年通信等

各種通信等を活用し、保護者や地域の方に、いじめ問題克服のための取り組みを周知する。

## 3 いじめの早期発見のための取組

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒達との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒達の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、生徒達に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

## (1) 早期発見の手立て

### ①日々の観察

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒たちの様子に目を配る。「生徒達がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、生徒たちと共に過ごす機会を積極的に設ける。また、いじめの相談の窓口があることを周知する。

### ②観察の視点

成長の発達段階からみると、生徒達は小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。担任を中心にその発達時期の過ごし方などの情報を収集し、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる。

### ③生徒との関係づくり

担任と生徒・保護者が日頃から連絡を密に取れる関係をつくる。例えば、家庭学習ノートを活用し、日記等を記入させることで、日頃話さない生徒ともコミュニケーションをとることができる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

また、日常の生活の中での教職員の声かけ等、生徒達が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。適切に二者面談等を実施する等、生徒を対象とした教育相談を実施し、相談体制を整備する。

#### ④いじめ実態調査アンケートの実施

実態に応じて随時実施する。学期中に1回以上のアンケートを実施する。いじめられている生徒にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、状況に応じて配慮し実施する。

#### ⑤いじめ早期発見のためのチェックシートの活用

教職員用及び保護者用「いじめ発見チェックシート」を活用することにより、学校と家庭との連携を強化し、教職員及び保護者が、生徒のささいないじめの兆候に対して早い段階から関われる支援体制を整備する。

「いじめ撲滅期間」に合わせ、保護者に「いじめ発見チェックシート」を配布し、家庭に活用を促す。

#### ⑥hyper-QUの実施

年2回実施する。生徒や学級の状態の客観的・多面的な理解に活用し、いじめや、学級の荒れ等の未然防止に役立てる。また、早期に発見し、教職員及びスクールカウンセラーで、情報を共有することで、継続的な支援や介入が可能となる。

### (2) 相談しやすい環境づくり

生徒達が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「告げ口をした。」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

#### ①心身の安全を保証

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全体で守る手だてを考えねばならない。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やその他の学年職員、相談員やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

事実関係や気持ちを傾聴する「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

#### ②安心感の保証

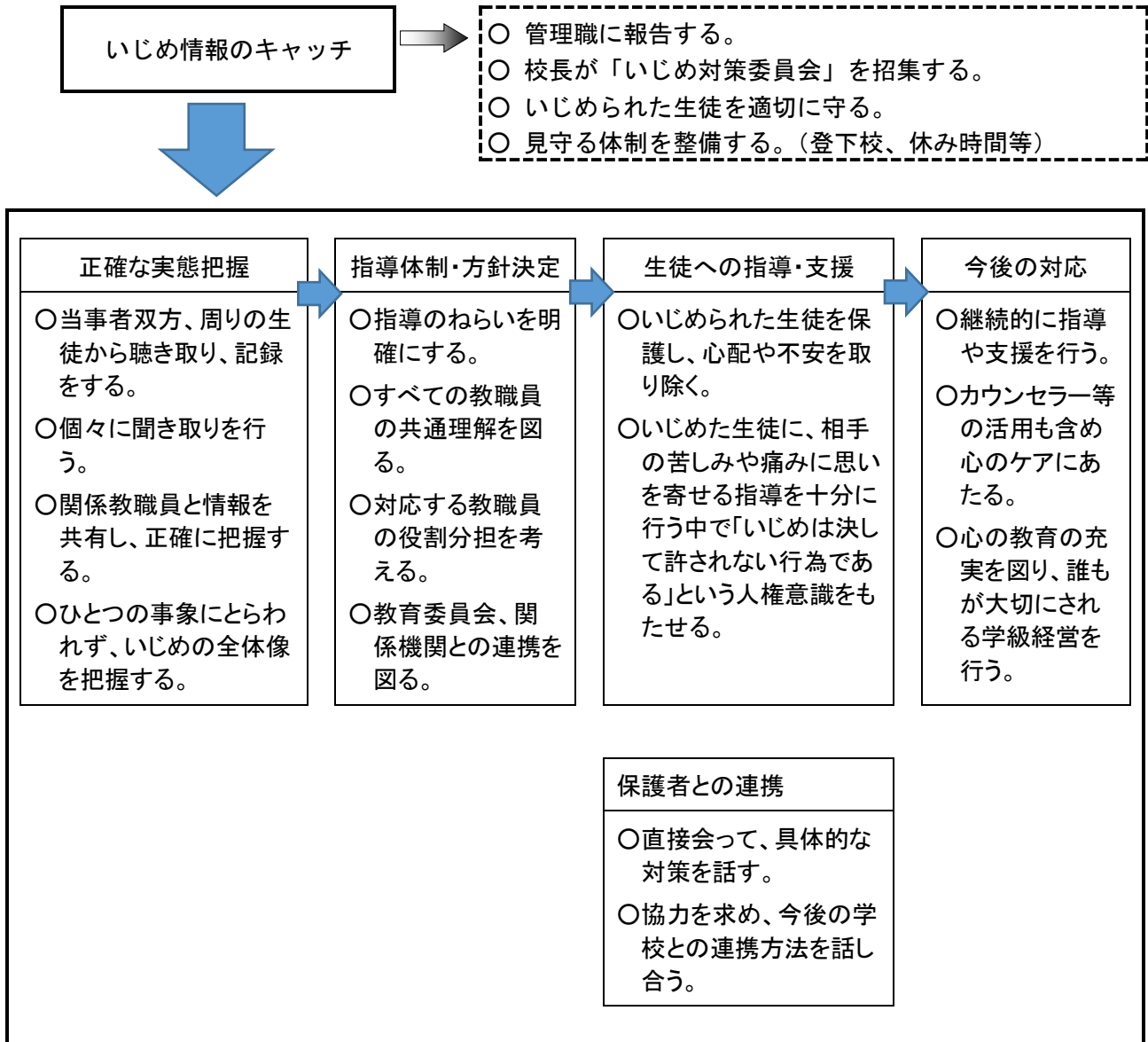
いじめを訴えたことにより、その生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の生徒たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさなことを伝え、安心感を与える。

#### 4 いじめの早期解消のための取組

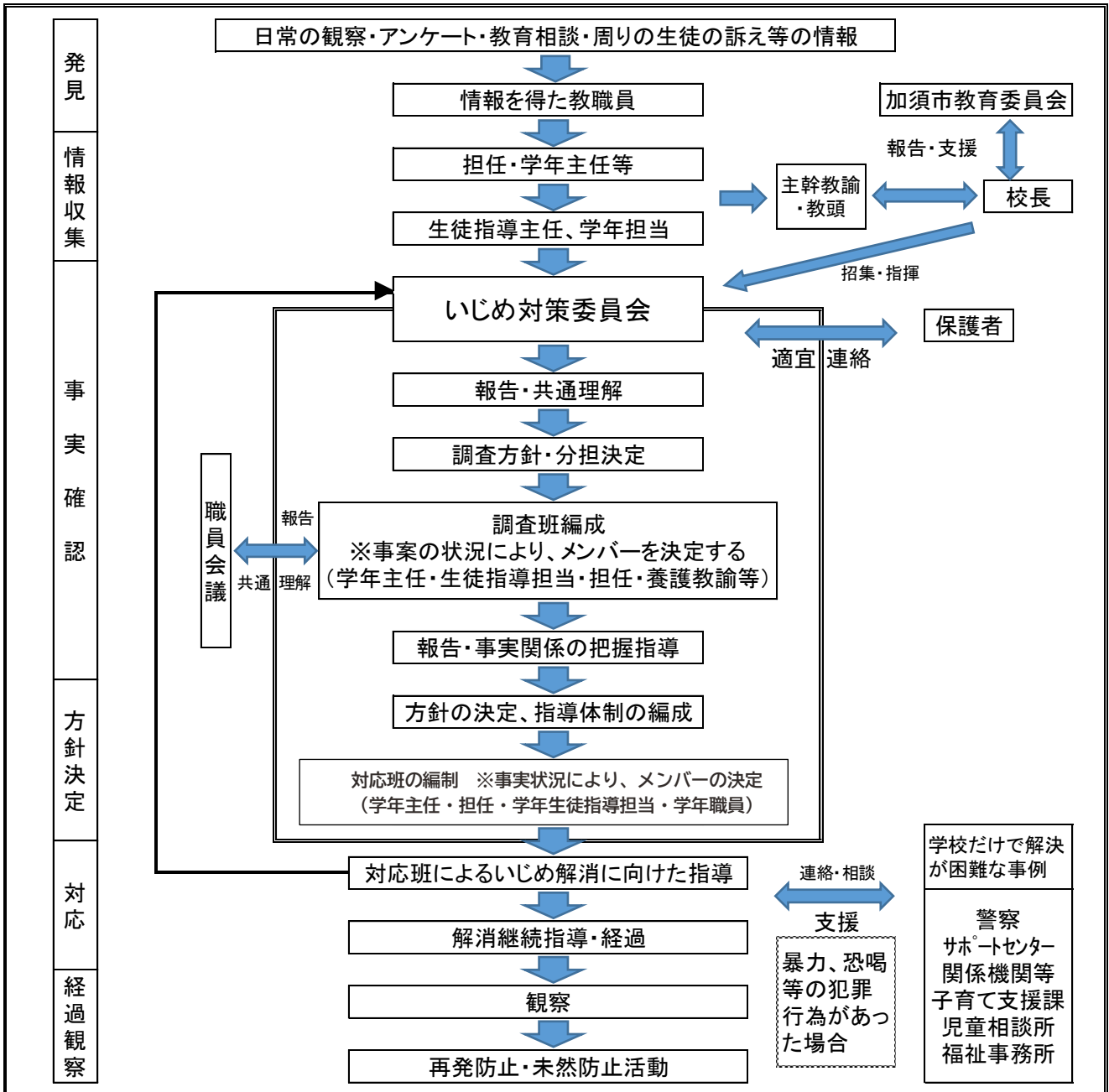
いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

##### (1) いじめ対応の基本的な流れ



(2) いじめ発見時の緊急対応

①いじめが起こった時の組織的対応



※いじめ対策委員会の構成員は校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、該当学年職員とする。

※いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。

※生命、心身又は財産の安全がおびやかされる疑いがある重大な事案が発生した場合は、速やかに市教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。

※事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明するの是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。

## ②いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を守る。

いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で行うことが必要である。状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

## ③事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員(学年主任・担任・生徒指導担当等)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指導のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

生徒の個人情報には、その取扱いに十分注意しながら行う。

○誰が誰をいじめているのか？	(加害者と被害者の確認)
○いつ、どこで起こったのか？	(時間と場所の確認)
○どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？	(内容)
○いじめのきっかけは何か？	(背景と要因)
○いつ頃から、どれくらい続いているのか？	(期間)

## ④いじめが起きた場合の対応

### ○被害側に対して

#### 生徒に対して

- ・事実確認とともに、辛い今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

#### 保護者に対して

- ・家庭訪問等で保護者に相談し、事実関係を直接伝える。学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で生徒の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するよう伝える。

## ○加害側に対して

### 生徒に対して

- ・ いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ・ 心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

### 保護者に対して

- ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・ 生徒の変容を図るために、今後のかかわりなどを一緒に考え、具体的な助言をする。

## ○周りの生徒に対して

- ・ 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・ はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

## ○継続した指導

- ・ いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠らない。
- ・ 教育相談、日記、手紙などで積極的に関わり、その後の状況の把握に努める。  
いじめられた生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・ いじめられた生徒、いじめた生徒双方にさわやか相談員やスクールカウンセラー、関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

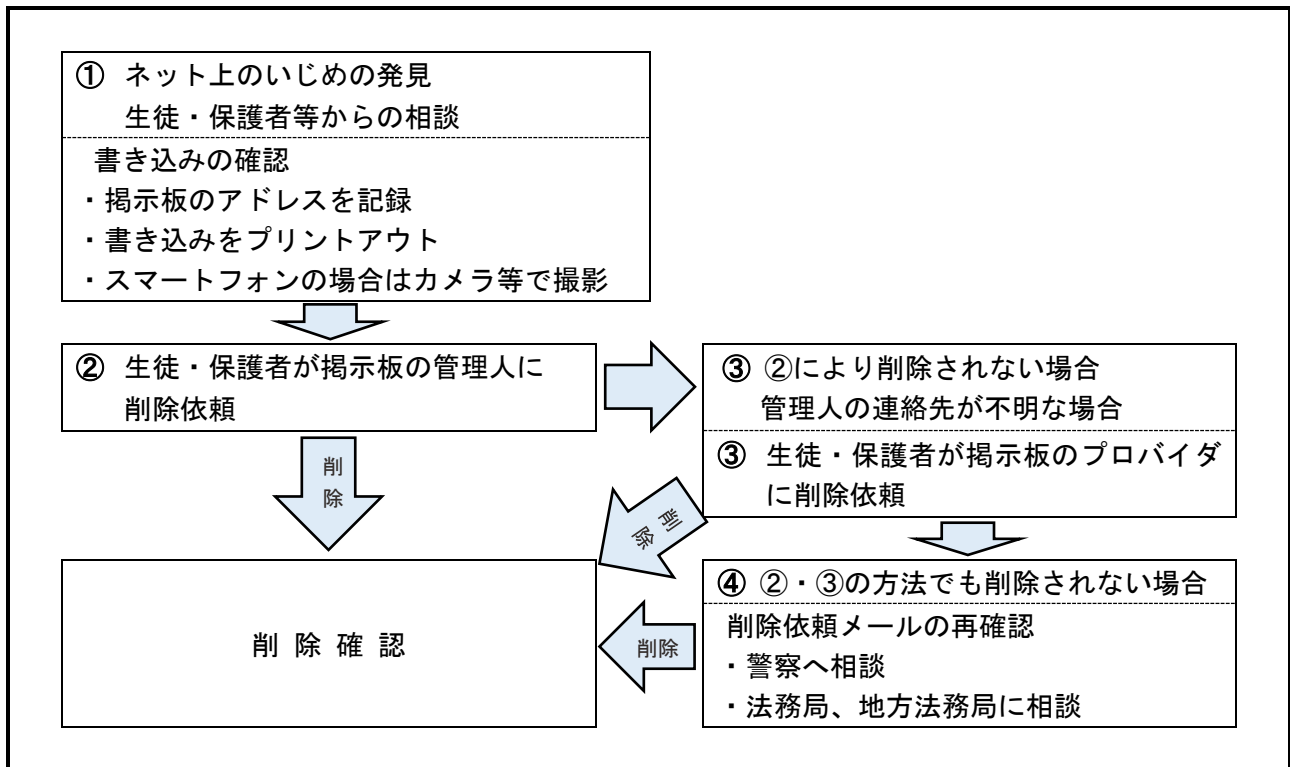
## ⑤ ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

未然防止には、本校の校則にある不要物（スマートフォン等）の持ち込み禁止の意図、またそれらの情報機器を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う。早期発見するために、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携を図る。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

### 〇SNS への書き込み等の削除手順



## 5 重大事態への対応

### (1) 重大事態の意味

重大事態とは、生徒が以下のような状態になった場合をいう。

- ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
  - ・自殺を企図する
  - ・身体に重大な障害を負う
  - ・金品等に重大な被害を負う
  - ・精神性の疾患を発症する 等
- ②いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
  - ・年間30日以上欠席をする
  - ・一定期間連続して欠席をする

## (2) 重大事態の報告及び調査の主体

重大事態が発生した場合は、直ちに市教育委員会に報告し、「いじめ対策委員会」を中心に調査を行う。

ただし、「いじめ対策委員会」では、重大事態への対処等に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断した場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合は、市教育委員会に調査を委ねる。

いずれの場合も、市教育委員会と連携を図りながらこれを実施する。

## (3) 調査を行うための組織

いじめの事案が重大事態であると判断したときは、重大事態に係わる調査を行うため、速やかに、調査のための組織を設ける。

この調査において、学校が主体となる場合は、「いじめ対策委員会」を母体とし、必要に応じて心理や福祉の専門家等の外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、調査の公平性、中立性を確保する。

## (4) 調査の実施

重大事態が発生した場合、市教育委員会の指示を受け、調査を実施する。

この調査の目的は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために行うものとされており、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

- ①重大事態に至る要因となったいじめが、「いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景、事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、教職員がどのように対応したか」等の事実関係を明確にする。
- ②因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を調査する。
- ③市教育委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果をもとに主体的に再発防止に取り組む。
- ④調査に先立ち、調査対象となる生徒やその保護者に対し、アンケート等により得られた情報をいじめられた生徒の保護者に提供する場合があることを説明しておく。

## (5) 調査結果の提供及び生徒への説明

重大事態に係わる調査を行ったときには、いじめられた生徒やその保護者に対して、事実関係等の必要な情報を提供する。

ただし、情報の提供に当たっては、関係者の個人情報の保護に配慮する。

## (6) 調査結果の報告

重大事態に係る調査を実施したときは、調査結果について市教育委員会に報告する。その際、いじめられた生徒の保護者が、調査結果に対する所見を市教育委員会へ報告することを希望する場合には、その保護者から所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて市教育委員会に提出する。